

南丹市都市計画提案制度の手引

南丹市土木建築部都市計画課

1 都市計画提案制度の趣旨

近年、住民のまちづくりへの関心が高まる中で、その手段としての都市計画への関心も高まりつつあります。これを受けて、平成14年に都市計画法（以下「法」といいます。）の一部改正により「都市計画提案制度」が創設されました。

これまでは行政が提案する都市計画に対して住民は受身で意見をいう立場でしたが、この制度を活用することにより、住民自らが都市計画の決定や変更の提案を行うことが可能となり、主体的かつ積極的にまちづくりに関与できるようになりました。

2 提案に先立つ協議等

①事前相談

提案しようとする都市計画案は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びに適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念とし、都市計画区域の整備、開発、保全の方針や南丹市の都市計画に関する基本方針等に即したものでなければなりません。

したがって、提案しようとする都市計画案が、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針や南丹市の都市計画に関する基本方針等に即していること、さらに他の関連する都市計画と適合していること等について事前に相談をしていただくことで、より円滑な手続きが進められます。

②京都府との調整

南丹市の決定する都市計画は、南丹市都市計画審議会の議を経て決定されますが、決定する手続きの過程で、京都府と協議する必要があります。そのため、提案する都市計画案と京都府の都市計画との整合について、事前に協議を行います。その際に協議資料の作成や京都府への説明等を、必要に応じ提案主体に求めることがあります。

③地権者及び周辺住民への説明

都市計画は提案を行おうとする区域の地権者や借地権者のみならず、周辺の住民の生活・就労・環境等に影響を与えます。よって、地権者及び周辺住民に、提案しようとする都市計画案や関連する情報について、具体的に提示し、十分な説明を行い理解が得られていることが求められます。

3 提案の要件

①提案主体

都市計画を提案できる主体は次のいずれかに該当するものです。

- 1) 都市計画の提案を行おうとする区域の土地所有者又は借地権者（建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権者若しくは、貸借権者。以下、「土地所有者等」といいます。）

- 2) まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法第2条第2項の特定非営利活動法人）
- 3) 一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人
- 4) 独立行政法人都市再生機構
- 5) 地方住宅供給公社
- 6) まちづくりの推進に関し経験と知識を有する団体（次に掲げる要件のいずれにも該当するもの）

一 次のいずれかに該当する団体であること。

イ 過去10年間に法第29条第1項の規定による許可を受けて開発行為（開発区域の面積が0.5ヘクタール以上のものに限る。）を行ったことがあること

ロ 過去10年間に法第29条第1項第4号から第9号までに掲げる開発行為（開発区域の面積が0.5ヘクタール以上のものに限る。）を行ったことがあること

二 役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。)のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ハ 法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。同法第32条の3第7項の規定を除く。)に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ニ 精神の機能の障害により計画提案を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

②提案要件

都市計画の提案を行うことが出来る要件は次のとおりです。

- 1) 一体として整備し、開発し、又は保全すべき土地の区域としてふさわしい0.5ヘクタール以上の一団の土地であること。
- 2) 都市計画の提案の素案の内容が、都市計画法第13条その他の法令の規定に基づく都市計画の基準に適合するものであること。（関係法令については、別表-1を参照してください）
- 3) 都市計画の提案の素案の対象となる土地の区域内の土地所有者等及び土地所有者等の有する区域内の土地の地積の合計のそれぞれ3分の2以上の同意を得ていること。

③提案対象

都市計画は、決定しようとする種類や規模により決定権者が都道府県と市町村に分かれています。

南丹市に提案できる都市計画の内容は、南丹市が決定権者である都市計画に限られます。(南丹市が決定権者である都市計画の種類については、別表－２を参照してください。)

なお、京都府が決定権者である都市計画は、京都府が定める都市計画提案制度に関する手引き等に従ってください。

4 提出書類

事前相談終了後、都市計画の提案に係る提出書類は、次の①から④となります。また、都市計画の決定等の判断に必要な資料として、⑤及び⑥の提出をお願いします。(別添「様式集等」を参考に作成してください。)

①提案書

②都市計画の素案

③土地所有者等の同意を得たことを証する書類

④計画提案を行うことができる者であることを証する書類

⑤土地所有者等及び周辺住民等への説明に関する書類

⑥周辺環境対策に関する書類

※上記のほかに、計画提案を評価する上で必要と判断された場合は、追加資料の提出をお願いします。

5 都市計画決定等の判断について

都市計画の提案が行われたときは、計画提案を踏まえた都市計画の決定又は変更の判断(法第21条の3)を「南丹市都市計画提案等検討委員会」(以下「検討委員会」といいます。)において行います。

検討委員会では次に示した視点等により提案された都市計画の評価を行い、都市計画の決定又は変更を行う必要があるかどうかの判断を行います。

①提案された都市計画が「3 提案の要件」を満たしていること。

②「4 提出書類」に不備が無いこと。

③提案された都市計画が、都市機能の向上や生活環境の保全等に寄与する計画であること。

④都市計画区域マスタープランと整合が図られていること。

⑤南丹市の策定した各種計画の方針に適合していること。

⑥京都府が策定した都市計画に係る方針・運用基準等に適合していること。

⑦提案された都市計画の内容が、実現性、現実性を有していること。

⑧都市計画提案を行おうとする区域の土地所有者等のみならず、周辺住民等に対し説

明を行い、理解が得られている計画であること。

⑨周辺環境への影響について、十分な配慮がなされた計画であること。

6 相談窓口について

南丹市が決定権者である都市計画に関する都市計画提案について不明な点がありましたら、南丹市役所土木建築部都市計画課（計画係：電話0771-68-0052）にお問い合わせください。

なお、都市計画はその種類により担当する課が分かれていますので、ご質問のありました内容に応じて担当課が対応いたします。

また、京都府が決定権者である都市計画に関する都市計画提案については、京都府建設交通部都市計画課（電話075-414-5327）にお問い合わせください。

7 南丹市都市計画提案制度の手引きの適用について

この手引きは、令和5年4月1日から提案される都市計画について適用されます。

都市計画の提案制度のフロー

土地所有者等による都市計画の提案

(事前準備)

- ①事前相談
- ②京都府との調整
- ③地権者及び周辺住民への説明 など

(提案の要件)

- ①0.5ha以上の一体的な区域
- ②南丹市の都市計画に関する基本方針や都市計画マスタープランなどの都市計画に関する法令上の基準に適合
- ③土地所有者等の3分の2以上の同意



南丹市は提案に基づく都市計画の決定(変更)をするかどうかを判断(都市計画提案等検討委員会)
 構成員：副市長を委員長とする庁内関係部課等の長(必要に応じて担当を含む)

都市計画を決定(変更)する必要があると認めるとき

提案を踏まえた都市計画を決定(変更)する必要があると認めるとき

検討経過通知書(様式第9号)

検討経過通知書(様式第10号)

提案に基づく都市計画の原案の作成

京都府との事前協議

意見陳述申出書(様式第11号)

案の概要(原案)の縦覧

南丹市都市計画審議会

都市計画審議会に都市計画の提案の素案、意見陳述書、市が判断不要と判断する理由書を提出して意見を聴く

公聴会等の開催

都市計画の案の作成

都市計画の案の公告・縦覧

都市計画の決定の必要がない

南丹市都市計画審議会

都市計画の案及び提案を付議

不採用決定通知書(様式第12号)

京都府との法定協議

都市計画の決定

様式集等

※書類の記載にあたっての留意事項、様式のサンプル等は以下のとおりです。

【記載等に当たっての留意事項と参考様式】

① 都市計画の提案に係る事前相談書（様式第1号）

② 都市計画提案書（様式第2号）

《添付書類》

- ・計画提案者全ての印鑑登録証明書

③ 計画概要書

- 1) 計画概要書（様式第3号）
- 2) 総括図（縮尺10,000分の1に位置を記したもの）
- 3) 計画図（縮尺2,500分の1に区域を記したもの）
- 4) 公図写し（法務局備え付けのもの又は調整図によるもので都市計画の提案の対象となる土地の全てについて）※④の添付書類となります。
- 5) その他（新旧対象図、土地利用計画図、その他市長が必要と認める図面）

④ 土地所有者等の同意を得たことを証する書類

- 1) 土地所有者等一覧表（様式第4号）

《添付書類》

- ・登記事項証明書又は土地登記簿謄本（都市計画の提案の対象となる土地の全てについて）

- 2) 都市計画の提案に対する土地所有者等の同意書（様式第5号）

《添付書類》

- ・印鑑登録証明書

⑤ 土地所有者等及び周辺住民等への説明に関する書類（様式第6号）

- ・土地所有者等の同意を得る際に行った説明の状況、都市計画を決定又は変更することによって影響を受ける周辺住民に行った説明の状況等について記載してください。

※ 都市計画を決定又は変更することによって影響を受ける周辺住民の範囲は、都市計画の種類によって異なりますので、事前相談時に説明を行う対象範囲及び周知方法等について担当者に御確認ください。

⑥ 周辺環境対策に関する書類（様式第7号）

- ・都市計画を決定又は変更することによって予想される周辺環境変化への対策について検討した内容について記載してください。（例：自然環境【大気・水質・騒音・振動等】、交通環境【駐車場・混雑・渋滞・歩行者導線】、景観に関する事項、カーボンニュートラル社会の実現【省エネルギー性能の向上・再生可能エネルギーの導入】、生態系【動物・植物等】に関する対応策）
- ・対策に関する補足資料などについて、必要に応じて1部添付してください。

※ 「周辺環境対策に関する書類」は、都市計画の種類によって検討する項目が異なりますので、事前相談時に評価項目及び調査方法等について担当者に御確認ください。

【その他の必要書類】

⑦計画提案を行うことができる者であることを証する書類

ア. 土地所有者等が計画提案を行う場合

- ・ 提案書、土地所有者等一覧表により、土地所有者等である確認を行います。
(別途書類を用意する必要はありません)

イ. 特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、独立行政法人都市再生機構及び地方住宅供給公社が計画提案を行う場合

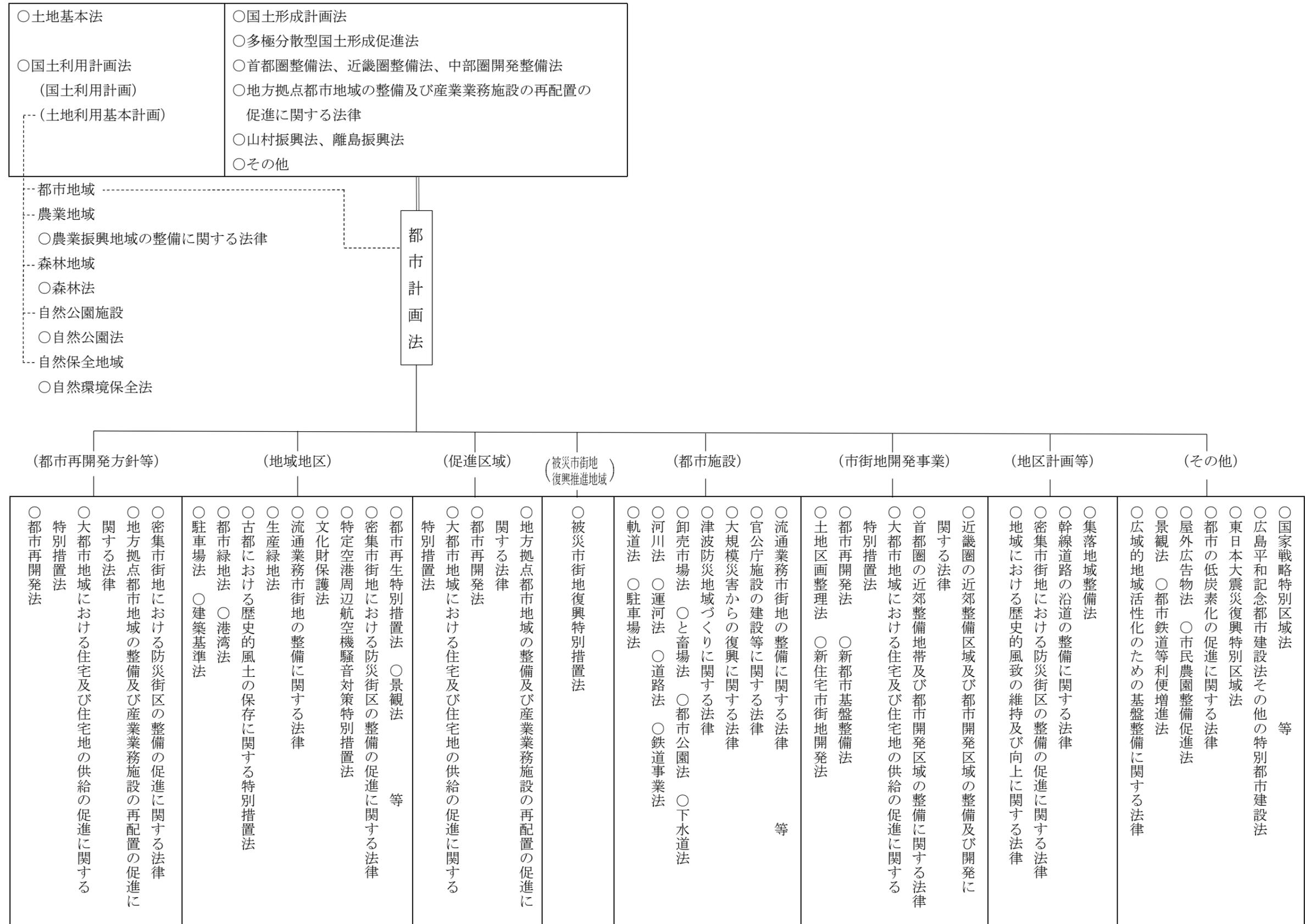
- ① 法人の登記事項証明書(全部事項証明書)
- ② 定款の写し又は寄付行為

ウ. まちづくりの推進に関し経験と知識を有する団体が計画提案を行う場合

- ① 過去10年間に法第29条第1項の規定による許可を受けて開発行為(0.5ヘクタール以上のものに限る。)を行ったことを証する書類(該当する開発行為に係る許可通知書の写し及び法第36条の第2項の検査済証の写し)、又は、過去10年間に法第29条第1項第4号から第9号までに掲げる開発行為(0.5ヘクタール以上のものに限る。)を行ったことを証する書類(該当する開発行為に係る事業の認可を証する書類等の写し)
- ② 法人の場合は、法人の全部事項証明書及び定款の写し又は寄付行為
- ③ 法人でない団体の場合は、次に掲げる書類
 - ア 団体の名称、設立の目的、主たる事務所の所在地、設立年月日、資産の総額が記載されたもの
 - イ 役員(代表者又は管理人の定めのあるものは代表者又は管理人を含む。以下同じ。)の住所及び氏名が記載された名簿
 - ウ 規約等があるときその写し
- ④ 役員のうち都市計画法施行規則第13条の3第2号イからニのいずれかに該当する者がいないことの誓約書
(様式第8号)

別表－1

都市計画関係法令体系



別表一 都市計画の種類及び決定権者（案）

都市計画の内容		南丹市 決定	京都府 決定	都市計画の内容		南丹市 決定	京都府 決定	
都市計画区域			●	地域 地区	流通業務地区		●	
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針			●		生産緑地地区	○		
準都市計画区域			●		伝統的建造物群保存地区	○		
再開 発方 針	都市再開発の方針		●		航空機騒音障害防止地区		●	
	住宅市街地の開発整備の方針		●		航空機騒音障害防止特別地区		●	
	拠点業務市街地の開発整備の方針		●	促進 区域	市街地再開発促進区域	○		
	防災街区整備方針		●		土地区画整理促進区域	○		
市街化区域及び市街化調整区域の区域区分			●		住宅街区整備促進区域	○		
					拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域	○		
地域 地区	用途地域	○		遊休土地転換利用促進地区			○	
	特別用途地区	○					○	
	特定用途制限区域	○		被災市街地復興推進地域		○		
	特例容積率適用地区	○		市街地 開発 事業	土地区画整理事業	50ha超の府が施行する事業	●	
	高層住居誘導地区	○				その他	○	
	高度地区・高度利用地区	○			新住宅市街地開発事業			●
	特定街区	○			工業団地造成事業		○	
	都市再生特別地区		●		市街地再開発事業	3ha超の府が施行する事業		●
	防火地域・準防火地域	○				その他	○	
	特定防災街区整備地区	○			新都市基盤整備事業			●
	景観地区	○			住宅街区整備事業	20ha超の府が施行する事業		●
	風致地区	2以上の市町村の区域にわたる面積10haのもの				●	その他	○
		その他	○			防災街区整備事業	3ha超の府が施行する事業	
	駐車場整備地区	○		その他	○			
	歴史的風土特別保全地区			●	市街地 開発 事業 等 予定	新住宅市街地開発事業の予定区域		●
	緑地保全地域	2以上の市町村の区域にわたるもの		●		工業団地造成事業の予定区域		●
		その他	○			新都市基盤整備事業の予定区域		●
	特別緑地 保全地区	近郊緑地特別保全地区		●		面積20ha以上の一団の住宅施設の予定区域		○
		面積10ha以上のもの		●		一団地の官公庁施設の予定区域		●
		その他	○		流通業務団地の予定区域		●	
	緑化地域		○		地区 計画 等	地区計画		○
	臨港地区	特定重要港湾		●		防災街区整備地区計画		○
		重要港湾		●		歴史的風致向上地区計画		○
その他		○		沿道地区計画		○		
				集落地区計画		○		

都市計画の内容			南丹市 決定	京都府 決定	都市計画の内容			南丹市 決定	京都府 決定
都市 施設	道路	一般国道・都道府県道		●	汚物処理場・ゴミ焼却場			○	
		その他の道路	○		産業廃棄物処理施設				●
		自動車専用通路		●	地域冷暖房施設			○	
	都市高速鉄道			●	河川	一級河川・二級河川			●
	駐車場		○			準用河川		○	
	自動車ターミナル		○		運河				●
	空港	第1種・第2種・第3種		●	その他の水路			○	
		その他	○		学校			○	
	その他の交通施設		○		図書館・研究施設等			○	
	公園・緑地	国、都道府県等が設置する 面積10haのもの		●	病院・保育所等			○	
		その他	○		市場・と畜場			○	
	広場・墓園	国、都道府県等が設置する 面積10haのもの		●	火葬場			○	
				●	一団地の住宅施設			○	
		その他	○		一団地の官公庁施設				●
	その他公共空地		○		流通業務団地				●
	水道	水道用水供給事業		●	一団地の津波防災拠点市街地形成施設			○	
		その他	○		電気通信事業用施設			○	
	電気ガス供給施設		○		防風・防火・防水・防雪・防砂・防潮施設			○	
	下 水 道	公 共 下水道	排水区域が2以上の市町村の区域		●				
			その他	○					
流域下水道				●					
その他		○							

※1 南丹市に提案できる都市計画の種類は「南丹市決定」欄に○のついた都市計画です。

※2 「京都府決定」欄に●のついた都市計画決定又は変更は南丹市に提案することができません。（京都府にご相談ください。）

南丹市都市計画の提案手続に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第21条の2から第21条の5までの規定に基づく都市計画の決定又は変更の提案（以下「計画提案」という。）を行う際の手続に関し、法、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）及び都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(情報提供等)

第2条 計画提案を行おうとする者（以下「提案者」という。）は、市長に対し、法第21条の2第1項後段の規定（同条第2項後段の規定により準用する場合を含む。）による計画提案に係る都市計画の素案（以下「素案」という。）を作成するために必要な情報の提供及び技術的助言（以下「情報提供等」という。）を求めることができる。

2 市長は、前項の規定による情報提供等の求めがあったときは、素案の作成に必要な情報提供等をするものとする。

(土地所有者等への説明)

第3条 提案者は、素案の対象となる土地の区域内の土地所有者等（法第21条の2第1項に規定する土地所有者等をいう。以下「土地所有者等」という。）その他当該計画提案において必要と認める者に対し、素案の内容について説明を行い、その理解を得るよう努めなければならない。

(土地所有者等の同意)

第4条 一筆の土地について、複数の名義人がある場合における法第21条の2第3項第2号に規定する土地所有者等の同意については、次に掲げるところにより行うものとする。

(1) 土地所有者等の数については、それぞれの名義人の共有持分に応じた数を当該土地所有者等の数とすること。

(2) 土地所有者等の地積については、それぞれの名義人の共有持分に応じた地積を当該土地所有者等の地積とすること。

(事前相談)

第5条 提案者は、計画提案に係る資料の作成前に、都市計画の提案に係る事前相談書（様式第1号）を市長に提出し、事前相談を行うよう努めるも

のとする。

(計画提案の提出書類)

第6条 提案者は、法第21条の2の規定により計画提案を行うときは、都市計画提案書(様式第2号)に次に掲げる書類を添付して提出するものとする。

- (1) 計画概要書(様式第3号及び別表第1に掲げる書類)
- (2) 土地所有者等一覧表(様式第4号及び別表第2に掲げる計画提案を行うことのできる者であることを証する書類)
- (3) 都市計画の提案に対する土地所有者等の同意書(様式第5号)の写し
- (4) 土地所有者等及び周辺住民等への説明に関する書類(様式第6号)
- (5) 周辺環境への影響及び対策に関する調書(様式第7号)
- (6) 誓約書(様式第8号)
- (7) その他市長が計画提案を評価する上で必要と認められる書類
(提案に対する市の判断)

第7条 市長は、法第21条の3の規定により、計画提案を踏まえた都市計画の決定又は変更の必要性を判断する際に次に掲げる事項を総合的に考慮して審査するものとする。

- (1) 本市のまちづくりの方針との整合性及びまちづくりへの寄与の度合
- (2) 都市計画運用指針及び本市の都市計画マスタープランとの整合性
- (3) 計画提案に係る区域内外の住民との調整状況
- (4) 計画提案に係る区域内外の環境の保全及び創造への配慮状況
- (5) 事業の実現性や早期事業化の可能性の有無
(都市計画提案等検討委員会の設置)

第8条 市長は、次に掲げる場合に、南丹市都市計画提案等検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置するものとする。

- (1) 計画提案を踏まえた都市計画の決定及び変更の必要性を判断するとき。
- (2) 都市計画の計画提案等に対する市の方針を確認するとき。
(検討委員会)

第9条 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長には副市長を、副委員長には土木建築部長を、委員は別表第3に掲げる者を充てる。

3 会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

4 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職

務を代理する。

- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。
- 6 委員長は、提案者に対して検討委員会において素案の内容について、説明を求めることができる。
- 7 検討委員会の事務局は、土木建築部都市計画課において行う。
(都市計画の決定又は変更をする場合の手続)

第10条 市長は、検討委員会の結果を踏まえ、都市計画の決定又は変更をすべきと判断した場合は、都市計画の案を作成し、都市計画提案の検討経過通知書（様式第9号）により提案者に通知して意見を求めるとともに、法第21条の4に従い南丹市都市計画審議会（以下「審議会」という。）に都市計画の案を付議するものとする。

(都市計画の決定又は変更が不要と判断した場合の手続)

第11条 市長は、計画提案を踏まえた都市計画の決定又は変更が不要と判断するとき、都市計画提案の検討経過通知書（様式第10号）により当該計画提案者に通知しなければならない。

- 2 前項の規定による通知を受けた提案者は、市長の指定する日までに自己の意見書を意見陳述申出書（様式第11号）により提出することができる。
- 3 市長は、都市計画の決定又は変更が不要と判断する計画提案について、当該計画提案及び前項の意見陳述申出書並びに市長が都市計画の決定又は変更が不要と判断する理由書を、審議会に提出し、意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、前項の規定により審議会の意見を聴いた結果、計画提案を踏まえた都市計画の決定又は変更をする必要がないと判断したときは、都市計画提案の不採択決定通知書（様式第12号）により、提案者に通知しなければならない。

(計画提案の取下げ)

第12条 提案者が計画提案を取り下げる場合は、計画提案取下届（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、都市計画の提案制度に関する必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 6 条関係）

計画概要書の添付書類

総括図	計画位置を示した図面（縮尺 1 / 10000 程度）
計画図	計画区域を示した図面（縮尺 1 / 2500 程度）
公図写し	法務局備付けのもの又は調整図
参考図等	新旧対象図、土地利用計画図その他市長が必要と認める図面

別表第 2（第 6 条関係）

計画提案を行うことができる者であることを証する書類

計画提案者	証する書類
土地所有者	土地の全部事項証明書
借地権を有する者	(1)土地に借地権の登記がある場合は、土地の全部事項証明書 (2)土地に借地権登記がない場合は、土地の上に当該借地権を有する証明書
まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項の特定非営利法人、一般社団法人その他営利を目的としない法人、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社	(1)法人の登記事項証明書 (2)法人の定款の写し
まちづくりの推進に関し経験と知識を有する者として国土交通省令で定める団体	(1)法人の場合は、法人の全部事項証明書及び定款の写し (2)法人でない団体の場合は、次に掲げる書類 ア 団体の名称、設立の目的、主たる事務所の所在地、設立年月日、資産の総額が記載されたもの イ 役員（代表者又は管理人の定めのあるものは代表者又は管理人を含む。以

	<p>下同じ。)の住所及び氏名が記載された名簿</p> <p>ウ 規約等があるときその写し</p> <p>(3)省令第13条の3第1号イに該当する団体の場合は、該当する開発行為に係る許可通知書の写し及び法第36条の第2項の検査済証の写し</p> <p>(4)省令第13条の3第1号ロに該当する団体の場合は、該当する開発行為に係る事業の認可を証する書類等の写し</p> <p>(5)役員のうち省令第13条の3第2号イからニのいずれかに該当する者がいないことを誓約する書面(様式第8号)</p>
--	---

別表第3(第9条関係)

都市計画提案等検討委員会

委員長	副市長
副委員長	土木建築部長
委員	企画財政課長、地域振興課長、環境課長、農業推進課長、農山村振興課長、商工課長、農業委員会事務局長、道路河川課長、都市計画課長、上水道課長、下水道課長、社会教育課長

様式第1号（第5条関係）

都市計画の提案に係る事前相談書

年 月 日

南丹市長 様

相談者 住所
氏名
連絡先

㊞

土地の所在及び地番			
面積	ヘクタール		
筆数	同意率 %	土地所有者等の数	同意率 %
区域区分	<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 用途地域の指定のない区域（市街化調整区域）		
地域地区 （用途地域）	<input type="checkbox"/> 第一種低層住居専用地域 <input type="checkbox"/> 第二種低層住居専用地域 <input type="checkbox"/> 第一種中高層住居専用地域 <input type="checkbox"/> 第二種中高層住居専用地域 <input type="checkbox"/> 第一種住居地域 <input type="checkbox"/> 第二種住居地域 <input type="checkbox"/> 準住居地域 <input type="checkbox"/> 田園住居地域 <input type="checkbox"/> 近隣商業地域 <input type="checkbox"/> 商業地域 <input type="checkbox"/> 準工業地域 <input type="checkbox"/> 工業地域 <input type="checkbox"/> 工業専用地域		
	容積率	%	建蔽率 %
その他の制限			

提案内容

都市計画提案（決定、変更）の概要	
提案理由	
土地利用計画	

備考

- 1 相談者が法人その他の団体の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 氏名（法人その他の団体の場合は代表者の氏名）を自署した場合は、押印を省略できます。

年 月 日

都市計画提案書

南丹市長 様

提案者 住 所
氏 名 ⑩
連絡先

都市計画法第21条の2の規定により、都市計画の決定又は変更をすることを提案します。

なお、提出書類等については、事実と相違ないことを申し添えます。

備考

- 1 法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者を記載してください。
- 2 本提案書には、押印した印の「印鑑登録証明書」を添付してください。

様式第3号（第6条関係）

計画概要書

都市計画の種類	
名 称	
位 置	別添のとおり
区 域	
面 積	ヘクタール
提 案 する 都市計画の内容	

備考

- 1 「名称」には、都市計画事業名、路線名等のある場合に記載してください。
- 2 「区域」には、提案しようとする区域の地名地番を記載してください。
- 3 「提案する都市計画の内容」には、都市計画の種類ごとの定めなければならない事項について具体的に記載してください。

提 案 理 由	
---------	--

備考 「提案理由」には、提案された都市計画の地域のまちづくりに対する必要性、位置、規模、区域、構造等の妥当性等について具体的に記載してください。

様式第4号（第6条関係）

土地所有者等一覧表

1 同意調書

	対象者数（A）	同意者数（B）	同意率（B/A）
土地所有者			
借地権者			
合 計			

2 同意面積調書

	対象面積（C）	同意面積（D）	同意率（D/C）
土地所有者	ha	ha	
借地権者	ha	ha	
合 計			

備考 共有名義の場合は、権利持分により按分した面積を同意面積とします。

3 土地所有者等一覧表

番号	氏名又は名称	住所又は所在地	所在及び地番	面積（㎡）	権利の種類	備考
土地所有者 小 計			人			
借地権者 小 計			人			
合 計			人			

備考

- 「備考」欄には、共有名義の場合の権利持分を記載してください。
- 「権利の種類」欄が借地権の場合は、地上権か賃借権の別を記載してください。

注 都市計画の提案の対象となる全ての土地について、「登記事項証明書又は土地登記簿謄本」及び「不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項の地図又は同条第4項の地図に準ずる図面の写し（当該地図又は地図に準ずる図面が電磁的記録に記載されているときは、当該記録された情報の内容を証明した図面）」又はその写しを添付してください。

様式第5号（第6条関係）

都市計画の提案に対する土地所有者等の同意書

（提案者氏名） 様

私は、都市計画法第21条の2の規定により計画提案する（都市計画の種類及び名称）ことについて、素案の対象となる土地所有者等として、提案に同意します。

年 月 日

住 所

氏 名

印

土地の所在及び地番	地目	地積（㎡）	権利の種類	備考
合 計				

備考

- 1 「備考」には、共有名義の場合の権利持分を記載してください。
- 2 「権利の種類」が借地権の場合は、地上権か賃借権の別を記載してください。
- 3 「氏名」は原則として自署してください。
- 4 本同意書には、押印した印の「印鑑登録証明書」を添付してください。

様式第6号（第6条関係）

土地所有者等及び周辺住民等への説明に関する書類

1 説明会等の実施状況

日 時	開催場所	対象者	参加人数	備 考

備考 「対象者」には、土地所有者等、〇〇地区住民等の説明をした対象を記載してください。

2 説明会開催等の周知方法

(1) 周知の対象範囲

(2) 周知の方法

備考 説明会等の周知のために作成した資料を1部添付してください。

3 説明会等における計画提案への意見及び提案者の見解

開催場所	計画提案への意見	提案者の見解

周辺環境への影響及び対策に関する調書

周辺環境への影響	対 策
<p>○自然環境に関する対応策 【大気・水質・騒音・振動等】</p> <p>○交通環境に関する対応策 【駐車場・混雑、渋滞・歩行者導線】</p> <p>○景観に関する事項に関する対応策</p> <p>○カーボンニュートラル社会の実現に関する対応策 【省エネルギー性能の向上・再生可能エネルギーの導入】</p> <p>○生態系に関する対応策 【動物・植物等】</p> <p>○その他</p>	

備考 「対策」に関する補足資料等について、必要に応じて1部添付してください。

誓 約 書

南丹市長

様

年 月 日

住所

団体名

代表者氏名

Ⓔ

私は、当団体役員のうち都市計画法施行規則第13条の3第2号イからニのいずれかに該当する者がいないことを誓約します。

備考

- 1 法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者を記載してください。
- 2 氏名（法人その他の団体の場合は代表者の氏名）を自署した場合は、押印を省略できます。

都市計画提案の検討経過通知書

年 月 日

提案者 様

南丹市長



年 月 日付けで御提出いただきました都市計画提案について、南丹市都市計画提案等検討委員会の結果、都市計画の決定又は変更の必要性があると判断し、都市計画の決定又は変更の案を作成しましたので、通知いたします。

なお、この都市計画の決定又は変更の案は、南丹市都市計画審議会へ付議されますので、提案者から御意見がございましたら、年 月 日までに書面にて御提出くださるようお願いいたします。

記

1 都市計画の決定又は変更の内容

2 決定又は変更を行う理由

担当：

様式第10号（第11条関係）

都市計画提案の検討経過通知書

年 月 日

提案者 様

南丹市長



年 月 日付けで御提出いただきました都市計画提案について、南丹市都市計画提案等検討委員会の結果、下記の理由により採用することは難しいと判断しましたので、通知いたします。

なお、最終的な採否につきましては、南丹市都市計画審議会へ付議した上で決定いたしますが、提案者から御意見がございましたら、年 月 日までに意見陳述申出書（様式第11号）にて御提出くださるようお願いいたします。

記

1 採用できないと判断する理由

担当：

意見陳述申出書

年 月 日

南丹市長 様

提案者 住 所
氏 名

印

南丹市都市計画の提案手続に関する要綱第11条第2項の規定により、意見を述べたいので申出します。

意見の要旨

備考

- 1 意見欄が不足する場合は、様式に準じた書式にて記入してください。
- 2 提出先は、南丹市土木建築部都市計画課となります。
〒622-8651 南丹市園部町小桜町47番地
電子メールアドレス tokei@city.nantan.lg.jp
- 3 意見の要旨は、横書きとし簡潔にまとめてください。

様式第12号（第11条関係）

都市計画提案の不採用決定通知書

年 月 日

提案者 様

南丹市長



年 月 日付けで御提出いただきました都市計画提案につきまして、南丹市都市計画審議会へ諮問し、その採否を慎重に検討してまいりましたが、下記の理由により都市計画の決定又は変更が不要と判断いたしましたので、通知いたします。

記

1 不要と判断する理由

担当：

様式第13号（第12条関係）

計画提案取下届

年 月 日

南丹市長 様

提案者 住 所
氏 名

㊞

年 月 日付けで提案した都市計画の提案について、取り下げま
す。

備考

- 1 提案者が法人その他の団体の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 氏名（法人その他の団体の場合は代表者の氏名）自署した場合は、押印は省略できます。